度会町地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）　概要版

第１章 計画の基本的事項

◆ 計画策定の目的と位置づけ

本計画は、地球温暖化対策の推進にあたり、住民や事業者、町（行政）の各主体の役割を明確にし、温室効果ガス排出量の削減目標と目標達成のための施策や取組の詳細を示すことを目的としています。

本町全域の温室効果ガスの排出量削減を推進するための総合的な事項を示した「区域施策編」と、本町の事務および事業に関する温室効果ガスの排出量削減を推進する「事務事業編」から構成され、本町の地球温暖化対策に係る総合的な計画として位置づけます。

◆ 計画の対象

本計画で対象とする温室効果ガスは、以下の通りです。

区域施策編・・・二酸化炭素（CO_2）

事務事業編・・・二酸化炭素（CO_2）、メタン（CH_4）、一酸化二窒素（N_2O）、ハイドロフルオロカーボン（HFCs）

◆ 計画の期間

基準年度：2013年度　中期目標年度：2030年度　長期目標年度：2050年度

計画期間：2025年度～2030年度までの6年間

第２章 地球温暖化対策をめぐる動向

◆ 計画策定の背景

地球温暖化は、気温の上昇といった気候変動だけではなく、真夏日や猛暑日の増加による健康被害の増加、海水温上昇に伴う豪雨災害の頻発などにより、私たちの生活へ大きな影響を与えています。

このような背景を踏まえ、日本政府は2020年10月に、2050年までに温室効果ガス排出量を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」を目指すことを宣言しました。2021年4月には、本町を含めた6町で、2050年までに6町の温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」の実現を宣言し、各町で目標達成に向けた取組を行っています。本町においても、これまでに町内の大型風力発電所で発電した電力の活用や、ごみの分別や削減に関する教育事業などに取り組んできましたが、ゼロカーボンシティの実現に向けてはさらなる取組が必要な状況です。

第３章 本町の温室効果ガス排出・吸収量などの状況

◆ 温室効果ガス排出量

2013年度：57 千 t-CO_2

→ 2021年度：12 千 t-CO_2

（2013年度比で、▲21%）

◆ 追加的な対策を行わなかった場合の将来の温室効果ガス排出量

2030年度：41.9 千 t-CO_2

（2013年度比で▲27%）

2050年度：37.8 千 t-CO_2

（2013年度比で▲36%）

◆ 温室効果ガス吸収量

森林吸収量：30 千 t-CO_2 /年

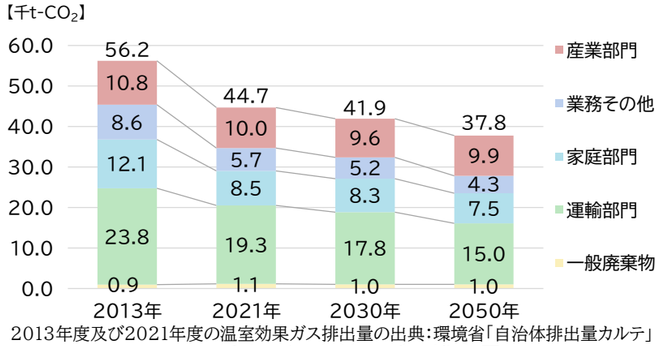

2013年度及び2021年度の温室効果ガス排出量の出典：環境省「自治体排出量カルテ」

図1　将来の温室効果ガス排出量

◆ 再生可能エネルギー導入ポテンシャル

再生可能エネルギー導入ポテンシャルとは…
エネルギーの採取・利用に関する種々の制約要因による設置の可否を考慮したエネルギー資源量のことを指します。

最も導入ポテンシャルが高い再生可能エネルギー（発電）は、「陸上風力」、次いで「土地系太陽光発電」となりました。

また、上記の他、熱利用として太陽熱、地中熱の再生可能エネルギー導入ポテンシャルがありました。

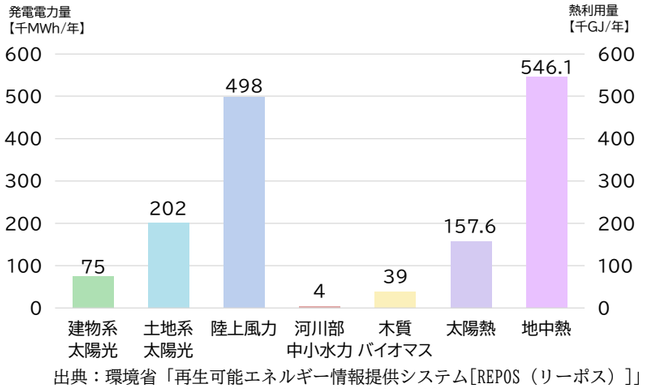

出典：環境省「再生可能エネルギー情報提供システム[REPOS（リーポス）]」

図2　再生可能エネルギー導入ポテンシャル

第４章 本町の将来像と基本方針

◆ 本町の将来像

町の特徴を踏まえ、本計画で目指すべき将来像を以下のとおり設定します。

カーボンニュートラルでつながり　みらいにつなげる　わたらいふ

「カーボンニュートラル」という新しい考え方のもと、さらに町全体のつながりを強めることで、古きよきモノ・コトを大切にしつつ、新しい変化を取り入れています。そのようなこのまちに、私たちや次の世代が「みらい」を感じ、「このまちにずっと住み続けたい」と想う気持ちを育んでいます。

◆ 本計画の基本方針

本町の将来像を実現するために、次の4つの基本方針を掲げます。

基本方針1
事業者・住民の省エネルギー活動の促進

基本方針2
再生可能エネルギーの利用促進

基本方針3
環境負荷を減らす仕組みの整備

基本方針3
循環型社会の形成

【EV】電気自動車のこと。　【マイクログリッド】大規模発電所の電力供給に頼らず、コミュニティでエネルギー供給源と消費施設を持ち地産地消を目指す、小規模なエネルギーネットワークのこと。

【バイオ炭】生物資源を材料とした、生物の活性化及び環境の改善に効果のある炭化物のこと。　【ソーラーシェアリング】営農型太陽光発電のことで、太陽光を農業生産と発電とで共有する取組・技術を指す。

度会町地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）　概要版

第５章 町域における地球温暖化対策（区域施策編）

◆ 温室効果ガス排出量削減目標

区域施策編における温室効果ガス排出削減目標を、右のとおり設定しました。

また、2050年度に向けては、温室効果ガス排出量実質ゼロであるカーボンニュートラルの実現を目指すこととします。

2030年度の温室効果ガス排出量について、2013年度と比較して、46%(30,448 t-CO_2)の削減を目指します。

図3　温室効果ガス排出量削減目標(区域施策編)

◆ 目標達成に向けた施策

先に示した基本方針に基づき、以下の施策を推進していきます。目標達成に向けて、「住民」「事業者」「行政」が一体となって取り組みます。

基本方針1　事業者・住民の省エネルギー活動の促進	
①住宅や事業所などへの省エネルギー設備の導入	・省エネルギー型製品の更新促進 ・照明のLED化の推進　など
②環境に優しい製品・サービスの利用	・環境に配慮した製品やサービス利用の促進 ・環境配慮型の商品開発による地域振興　など
③建築物の新築時および改修時のZEH・ZEB化の促進	・省エネルギー設備・再生可能エネルギー導入の推進　など
④建物の断熱改修などの省エネ改修	・設備の省エネルギー改修 ・建物の断熱性の見直し　など

基本方針2　再生可能エネルギーの利用促進	
①再生可能エネルギーの積極的な導入	・太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入促進 ・木質バイオマス発電設備の導入 ・ソーラーシェアリングの導入 ・耕作放棄地を利用した太陽光発電の導入　など
②再生可能エネルギーの利用の促進	・民間活力の利用促進(PPAモデルなど) ・地域新電力会社設立によるエネルギーの地産地消 ・再生可能エネルギー由来の電力を供給するEV充電ステーションの整備 ・既存の配電系統を活用したマイクログリッド設立　など

基本方針3　環境負荷を減らす仕組みの整備	
①次世代を担う人材の育成	・脱炭素の取組を紹介するセミナーの実施 ・小中学生向けの体験型の課外学習 ・脱炭素行動を促進する仕組みづくり　など
②都市機能や公共交通機関の集約や改善	・公用車・町営バスのEV化 ・EVカーシェアリング　など
③適切な森林管理と緑化の促進	・定期的な間伐の実施 ・木材の活用(バイオマス発電の原料・バイオ炭)　など

基本方針4　循環型社会の形成	
①家庭や事業所などにおける廃棄物の削減(4R)	・4R(リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル)の推進 ・住民がごみを分別しやすくなる仕組みづくり ・廃棄物の再資源化の推進　など
②産業廃棄物や農業副産物などの再資源化の推進	・産業廃棄物や農業副産物の再資源化の推進　など
③海洋ごみ削減の推進	・海洋ごみの回収活動 ・ごみ発生抑制の啓発活動　など

【ZEH・ZEB】ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(またはビル)の略称。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。
【PPAモデル】施設の屋根や敷地を施設所有者が発電事業者に無償で貸し出し、施設所有者は施設で使用する分だけ発電された電力を購入する仕組み。

◆ 脱炭素先行地域における取組

脱炭素先行地域とは…
2030年度までに業務その他部門及び家庭部門の電気の使用に係る温室効果ガス排出量の実質ゼロを達成するエリアのことです。

本町は、多気町・大台町・明和町・度会町・大紀町・紀北町の6町合同で、2024年9月に脱炭素先行地域に選定されました。

度会町、多気町の2自治体が脱炭素先行地域としてけん引し、以下の脱炭素事業を推進していきます。

図4　脱炭素先行地域

✓ **6町で地域新電力会社を設立**

6町と民間企業で連携して地域新電力会社を設立し、本町と多気町の2町で先進的に電気小売、PPAを実施します。そこで得られた知見・ノウハウや体制を6町で展開することで、効率的に6町全域での脱炭素を推進します。特に本町中心エリアでは、地域新電力会社の電源として、木質バイオマス発電と太陽光発電を導入します。

✓ **マイクログリッドを構築**

電力系統を活用したマイクログリッドを構築し、エリア内の戸建住宅や民間、公共施設に電力を供給します。平常時には再生可能エネルギーを効率よく利用し、非常時には送配電ネットワークから独立し、エリア内でエネルギーの自給自足ができます。

✓ **太陽光発電の導入**

戸建住宅167戸、オフィスビル・商業施設6施設、公共施設9施設へ太陽光発電設備の導入と、民有地の遊休地2か所へ野立ての太陽光発電設備の導入を推進します。

✓ **茶畑へのソーラーシェアリング導入**

先行地域内にある茶畑へのソーラーシェアリングを導入します。日光を適度に遮ることで、お茶にとって好影響をもたらすことが期待できます。

✓ **EVの導入**

公用車20台、公共交通6台、生ごみ収集車1台をEV化し、EV充電ステーション4拠点を設置します。また、週末は公用車をカーシェアリングとして活用します。

第６章 本町の事務・事業に関する地球温暖化対策（事務事業編）

◆ 温室効果ガスの排出量の現況

2013年度:1,063,677 kg-CO_2 → 2023年度:885,686 kg-CO_2（2013年度比で▲17%）

◆ 温室効果ガス排出量削減目標と取組

事務事業編における温室効果ガス排出削減目標を、右のとおり設定しました。また、2040年度に向けては、温室効果ガス排出量実質ゼロを目指します。

温室効果ガス排出量削減に向けては、「①率先した省エネルギー化の促進」「②再生可能エネルギーの積極的な導入」「③環境配慮に関する意識の醸成」の3つの基本方針のもと施策に取り組むこととします。

2030年度の温室効果ガス排出量について、2013年度と比較して、50%(531,839kg-CO_2)の削減を目指します。

図5　温室効果ガス排出量削減目標(事務事業編)

第７章 計画の推進体制と進行管理

◆ 推進体制

本計画の目標を達成するために、区域施策編においては、行政内のみならず町全体、国・三重県・近隣自治体と連携して取り組みます。

また、事務事業編における温室効果ガスの排出量については、各施設を管理する担当課が、エネルギー使用量をみらい安心課及び建設水道課へ月1回報告します。さらに、直近年度の温室効果ガス排出量を年1回ホームページで公表します。